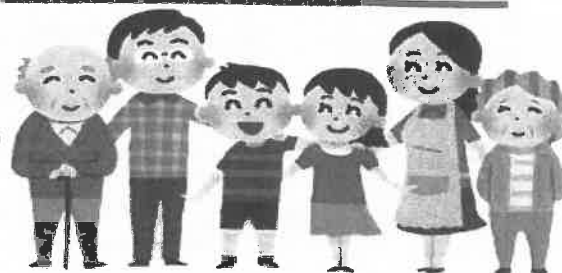


平成29年9月
募集から

市営住宅で親、子、孫が近くに居住し、

暮らしを支え合う近居優先入居制度

を試行実施します!!



○ 「近居」とは？

親と子（または祖父母と孫）がそれぞれ近くに居住することをいいます。家族間で子育てや家事、介護などの助けを得られやすく、また、「同居」と比較して、お互いの生活スタイルを確保しやすいといったメリットがあります。

募集期間

平成29年9月1日（金）～9月10日（日）
（※中京郵便局必着）

○ 対象となる世帯は？

平成29年9月の募集では、洛西ニュータウンと向島ニュータウンにおいて、「ペア募集」と「1世帯募集」の2種類の申込区分により試行実施します。

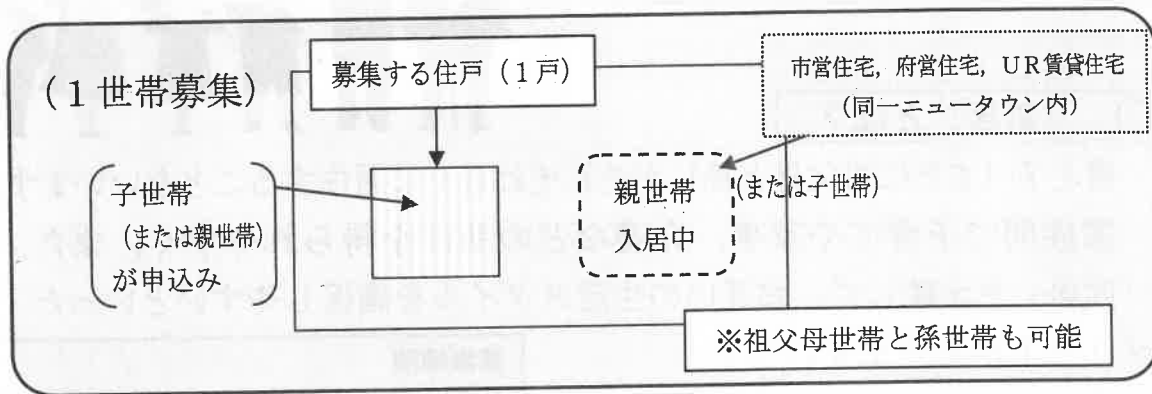
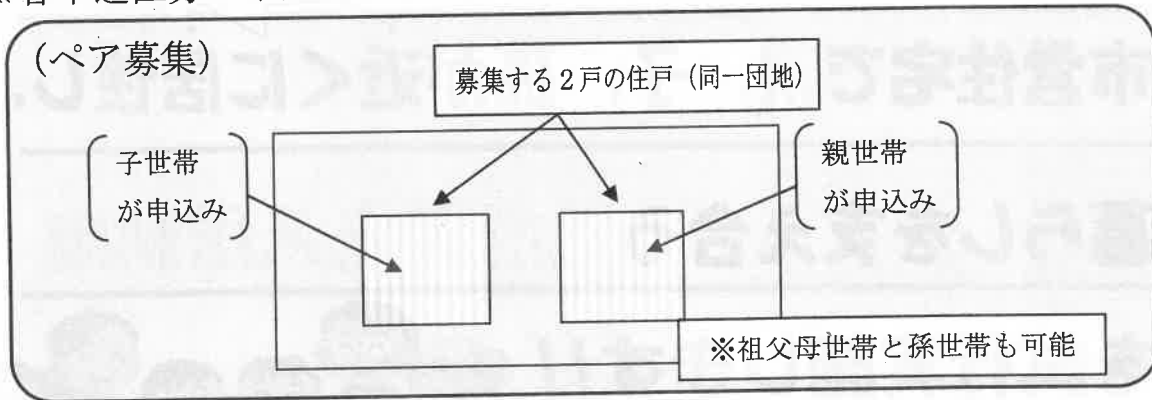
- 「ペア募集」は同じ団地にある2戸の市営住宅に同時に入居するペア世帯を募集する区分で、**親世帯と子世帯**または**祖父母世帯と孫世帯**が対象となります。
- 「1世帯募集」は1戸の市営住宅に入居する世帯を募集する区分で、**親、子、祖父母、孫のどなたか**が**洛西ニュータウンか向島ニュータウンにある、市営住宅、府営住宅またはUR賃貸住宅**に既に入居されている方（応募時点では、入居予定の場合も含まれます。）で、同じニュータウン内の市営住宅に応募される方（単身の世帯は不可。）が対象となります。

京都市やUR都市機構
の公的賃貸住宅も対象！

※ 「ペア募集」も「1世帯募集」についても、上記のほか、収入状況など市営住宅へ入居するための要件があります。詳しくは、9月の市営住宅入居者募集案内をご確認ください。



《各申込区分のイメージ》



○ 申込みできる住戸は？

- ペア募集 計12戸 (6ペア)

団地	住戸①	住戸②
洛西北福西市営住宅	31棟703号	31棟804号
洛西東竹の里市営住宅	65棟204号	65棟402号
向島5街区市営住宅	4棟602号	4棟603号
	7棟802号	7棟903号
向島8街区市営住宅	5棟506号	5棟601号
向島11街区市営住宅	6棟305号	6棟310号

- 1世帯募集 計5戸

団地	住戸
洛西北福西市営住宅	32棟612号
洛西東竹の里市営住宅	60棟104号
向島5街区市営住宅	1棟907号
向島10街区市営住宅	2棟101号
向島11街区市営住宅	2棟912号

これらの住宅のほか、
一般住宅 (一般公募) に
も、併せてお申し込みい
ただくことができます。

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



発行：京都市都市計画局住宅室住宅管理課
京都市印刷物 第294428号
平成29年9月発行



兵庫県に移住・定住をお考えの方へ



兵庫県マスコット
「はばタン」

県営住宅で「お試し居住」のご案内

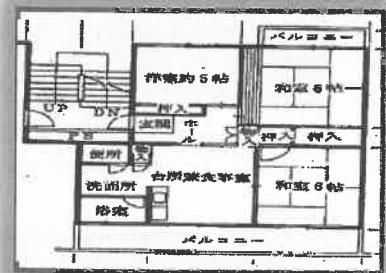
兵庫県は、北は日本海、南は瀬戸内海・太平洋に面する広い県土を有し、地域ごとに美しい自然や豊かな歴史・文化など、多彩な特色を有します。

この兵庫県の県営住宅で、県外にお住まいの方を対象に、「お試し居住」のための住宅をご用意しました。兵庫県への移住・定住への第一歩として、ご利用を検討ください。

ここでは、加西市内（北播磨地域）の住宅をご紹介します。



加西北条鉄筋住宅



実際の仕様が異なる場合があります

- 住宅名 加西北条鉄筋住宅（昭和56年建築）
 - 住所 加西市北条町北条452-3
 - 間取り 3DK（58.5㎡）
 - 使用料 17,600円～46,600円（月額）
（前年の世帯の収入等に応じて、毎年度決められます。）
 - 敷金 使用料の3か月分
 - 階数 3階建
 - 使用期間 原則1年以内（最大1年まで延長可）
 - その他 光熱水費、共益費、自治会費、駐車場料金などが必要
（駐車場に空きがない場合は、ご自身で確保をお願いします。）
- ★応募要件等、詳しくは裏面をご覧ください。

ご利用の流れ

お問い合わせ



下記にお問い合わせいただき、応募要件や支援策などをご確認ください。

下見・申込



現地で住宅を下見いただいた上で、居住を希望される場合はお申込みください。

お試し居住



居住後は、加西市の支援策も活用して、移住・定住をめざしていただきます。

移住・定住



お試し居住の期間終了までに、本格的な次の居住先を決めて、転居いただきます。

お問い合わせ先

お試し居住について
【応募要件等】

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課
TEL 078-230-8470
E-mail jutakukanri@pref.hyogo.lg.jp

加西市への
移住・定住について
支援策の概要は裏面をご覧ください。

加西市ふるさと創造部人口増政策課
TEL 0790-42-8729
E-mail jinko@city.kasai.lg.jp

応 募 要 件

- 兵庫県外に居住されており、兵庫県内への移住・定住を希望される方。
- 「お試し居住」先の市・町で、住宅に困っておられる方。
- 応募者は、独立した生計を営まれる方で、応募人数が2人以上の場合は、夫婦又は親子を主とする世帯構成となること。
- 暴力団員でないこと（同居者を含む）。
- 応募要件を満たしても、次に該当する方（同居者を含む）は応募できません。
 - ・団地内で円満な共同生活ができない方。
 - ・所得の申告義務があるにもかかわらず、申告していない方。
 - ・現住所での区市町村税等の滞納がある方。
 - ・過去に兵庫県営及び加西市営住宅の家賃滞納又は明渡請求を受けたことがある方。
- 応募及び入居上の注意事項
 - ・住民票、納税証明書、課税証明書のほか、所定の書類を提出していただきます。
 - ・入居後は、団地の自治会等に入会していただきます。
 - ・団地内では、犬・猫・鳥等の動物の飼育は認めていません。

加西市の支援策(一定の要件や上限などがあります。)

- 奨学金の補助：Uターン等で市内に定住している方が返還した3分の1を補助
- 家を持つ際の補助：若者世帯が市内に住宅を取得した場合に最高50万円を補助
- 家賃の補助：新婚世帯が市内の賃貸住宅に新たに住む場合に3年間家賃を補助 など

使用料(銀行等の口座振替で納めていただきます。)

世帯の収入や住宅の規模・立地条件・経過年数等に基づき年度ごとに決まります。このため、使用期間が1年を超える場合は、収入を申告していただくことがあります。

退 去 時 の 原 状 回 復

使用期間の長短にかかわらず、畳の表替え・ふすま（天袋を含む）の張り替えを行っていただきます。その他にも原状回復を行っていただく場合があります。



留 意 事 項(あらかじめご了承ください。)

- 住宅は以前に入居者があり、部分的な修繕（生活を営まれる上で支障をきたす部分のみ）を行った上でご入居いただきます。
このため、申込みから入居まで、3か月程度かかる場合があります。
- 使用許可後は、加西市による支援策のご案内のため、市には、使用許可申請書及び添付書類に記載の情報を提供させていただきます（当該情報は、県の「お試し居住」に関する事務及び市の移住・定住に関する事務以外の目的には使用しません）。


お知らせ(詳しくは、インターネットの検索で「兵庫県営住宅の募集・管理」と入力してご確認ください。)

- 「お試し居住」は、他の地域でも実施しています。
- 神戸・阪神間等の県営住宅では、県外に居住の合計年齢が80歳未満のご夫婦の世帯が申込み住宅（抽選、収入要件等あり）があります。

■ 府営住宅の空室活用事例 ①

項目	内容
名称	にこにこ福祉相談所たつべ
所在地	松原市立部5丁目
住宅名	松原立部住宅
使用目的	身近な福祉相談窓口、地域住民の福祉活動の拠点
使用者	社会福祉法人 松原市社会福祉協議会
使用開始	平成24年4月17日
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉総合相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社協職員、CSW、包括支援センター職員などによる福祉相談 ・ 週5日（3時間）開設。平成25年度は、相談ニーズを踏まえ介護相談日（毎週木曜日）を開設 ● 小地域ネット会議の開催及び各種学習会・ふれあい喫茶の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会、民生委員、福祉委員、地域包括支援センター、CSW、社会貢献支援員、介護保険事業所2カ所の参加によるネットワーク会議等 ・ 毎月第2水曜日に開催。各団体間の情報交換や学習会の企画などについて話し合い。平成25年度は、相談所を拠点に住宅の居住者で、福祉委員が把握する見守り対象者131名に対して、安心チェック訪問（現在の健康状態や緊急連絡先の把握）を実施し、要援護者への支援体制の強化を進めている。
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>【福祉総合相談】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【小地域ネット会議】</p> </div> </div>
住宅の利用状況	・ 住戸内改修は行わず、各部屋を相談室・執務室及び、活動空間として活用


■ 府営住宅の空室活用事例 ②

項目	内容
名称	お茶のみ休憩所ほっと
所在地	大東市朋来2丁目
住宅名	大東朋来住宅
使用目的	高齢者の見守り活動拠点及び交流場所
使用者	お茶のみ休憩所ほっと運営委員会
使用開始	平成24年6月18日
活動内容	<p>● コミュニケーションの場「ほっと」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防・情報共有活動・高齢者の孤立化の防止のため、週2回（水曜・金曜）13時～17時まで開所 ・ 毎回25～30名の参加者。安否確認、見守り活動、元気でまっせ体操、健口体操、趣味、学習会、出前講座等を開催
	 <p style="text-align: center;">【利用状況】</p>
住戸の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふすま、押入れの一部を取り払って部屋を一体的に使用している。 ・ 長テーブル、イスを使用し、催し物や茶話会・学習会に利用している。 ・ ほっと開催のPRのため、看板等の掲示をしている。




■ 府営住宅の空室活用事例 ③

項目	内容
名称	高齢者サロン「た寄って」
所在地	泉南市樽井8丁目
住宅名	前畑住宅
使用目的	高齢者等の交流活動拠点 等
使用者	特定非営利活動法人 やすらぎを感じる街づくりネット
使用開始	平成25年1月16日
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ● た寄ってサロン <ul style="list-style-type: none"> ・ サロンは週1回、午後1時から5時まで開所し、住宅内や地域の住民が世間話や住宅内での相談事を行う場としている。 ● なやみ相談・認知症出張相談・介護相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ サロンに個人相談室を設置し、福祉分野等における相談を実施。 ● その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 月1回見守り活動として住宅を巡回し、住民の安全・安否確認を実施。 ・ 「た寄って」通信などの配布。(泉南市営住宅・府営前畑住宅全戸) ・ 住宅内の公園でお菓子とお茶で花見会や、敬老の会では、高齢者への感謝の辞を看板に貼り、来所された方々への礼。
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>【玄関】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【個人相談室】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【サロン】</p> </div> </div>
住戸の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住戸内の改修を行っている。 ・ ふすまを取り払って部屋を一体的に使っている。 ・ 玄関ドアを開けっ放しにして、内トビラを設置している。 ・ 奥の部屋を個人相談室として区分している。






■ 府営住宅の空室活用事例 ④

項目	内容
名称	つどいの広場「はる」
所在地	寝屋川市葛原新町
住宅名	寝屋川春日住宅
使用目的	寝屋川市地域子育て支援拠点事業 つどいの広場
使用者	寝屋川市（事業受託団体：特定非営利活動法人 関西こども文化協会）
使用開始	平成25年9月24日
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の交流の場の提供と交流の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ おおむね3歳未満の子どもとその保護者（以下利用者）が気軽にかつ自由に利用できる交流の場を設置し、利用者間の交流を深める取り組みなど、地域を支援する活動を実施 ・ 火～土曜日午前10時～午後3時に開所。開所時間内は利用者が自由に利用可能。月に数回イベント・講座等を開催 ● 子育て等に関する相談、援助の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てに不安や悩みなどを持っている利用者への相談、援助を実施 ● 地域の子育て関連情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報を提供 <div style="text-align: center;">  <p>【利用状況】</p> </div>
住戸の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住戸内の改修は行っていない。 ・ 和室1室の押入ふすまを取り払い、利用者の荷物置き場としている。 ・ 台所周りを間仕切り、事務スペースとしている。 ・ 洋室・和室・食堂を利用できるスペースとしている。和室1室はベッド・布団を設置し、おむつ交換や授乳ができるスペースとしている。

■ 府営住宅の空室活用事例 ⑤

項目	内容
名称	一時保育「あけぼのドロップス」
所在地	豊中市上新田4丁目
住宅名	豊中上新田住宅
使用目的	一時預かり事業
使用者	社会福祉法人あけぼの事業福祉会
使用開始	平成26年2月7日
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 一時預かり事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者がパート就業など週1～3日だけ断続的に働いたりあるいはケガや病気で入院したり冠婚葬祭など 家庭での保育が困難となった乳幼児を保育する事業 ・ 豊中市に在住の満1歳から就学前間での乳幼児1日10名が利用。月～土開園 ・ 利用の際に子育て相談 ● 地域の子育て関連情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対し、身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報を提供。 ・ 掲示板を作り地域に情報を発信 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="427 1254 662 1624" style="text-align: center;">  <p>【玄関ドア】</p> </div> <div data-bbox="662 1254 901 1624" style="text-align: center;">  <p>【廊下】</p> </div> <div data-bbox="901 1254 1412 1624" style="text-align: center;">  <p>【利用状況】</p> </div> </div>
住戸の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玄関ドアにマークをわかりやすくペイント ・ 住戸内に子供用トイレを設置 ・ 住戸内の廊下の幅を拡幅

■ 府営住宅の空室活用事例 ⑥

項目	内容
名称	リィッホープ島本保育園
所在地	三島郡島本町江川1丁目
住宅名	島本江川住宅
使用目的	小規模保育事業
使用者	株式会社パワフルケア（島本町の公募により選定）
使用開始	平成28年9月26日
活動内容	<p>● 小規模保育事業*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府で初の公営住宅を活用した小規模保育事業 ・月曜日～土曜日 午前7時～午後7時開所、定員12名にて運営 <p>※小規模保育事業は、平成27年度に「子ども・子育て支援法」の施行により新たに設定された、少人数（6～19人）の0～3歳児未満を対象にした市町村による認可事業</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>保育風景</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>食事風景</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>玄関ドア</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>子供用手洗い場</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>沐浴室</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>二重窓</p> </div> </div>
住戸の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・住戸内を有効的に活用するため、一部の壁や押し入れを撤去 ・キッチンは保育室と区画 ・子供用の手洗いや簡易式汚物槽を設置 ・天井や壁、サッシに防音対策を実施 ・近隣の景観を損なわないよう、玄関ドアに事業者看板を設置